

山口県民の歯・口腔の健康づくり推進条例  
の趣旨等について

おいいきいき  
笑顔と健康はいい歯から

平成24年3月  
山口県議会

## 「山口県民の歯・口腔の健康づくり推進条例」逐条解説

(前文)

歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりかんで食べることや、バランスのとれた適切な食生活を可能にするだけでなく、肥満や糖尿病等の生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持増進し、私たちが人生を豊かに過ごす上での重要な要素となっている。

このため、乳幼児期及び学齢期においては、健やかな成長発育を促すために、適切な食習慣の定着や歯磨き等の習慣づけとともに、むし歯の予防対策等を推進すること、また、成人期においては、健康で元気な体を保持するために、定期的な検診や歯石の除去等による歯周病の予防対策を推進すること、さらに、高齢期においては、生涯現役で充実した生活を送るために、十分な口腔ケア等により歯の喪失等を防ぐことが大切である。

しかしながら、県内においては、市町間で妊産婦や成人に対する歯科検診の実施状況が異なるなど、住民への歯科保健サービスに差異が生じている。また、自立的に歯・口腔の健康づくりに取り組むことが困難な乳幼児、障害者、障害児及び介護を要する者並びに居住する地域の地理的条件により歯科保健医療サービスを受けることが困難な者に対する十分な配慮が必要とされている。

このような状況の中で、全ての県民が、その居住する地域にかかわらず、等しく歯科保健医療サービスを受けることができる環境を整備することは重要な課題である。

ここに、私たちは、県民がいつまでも元気でいきいきとした人生を過ごすことができるよう、県民一人一人が歯・口腔の健康づくりの重要性を理解し、自ら責任を持って行動するとともに、県、市町をはじめとした関係機関が協働して、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### 【趣 旨】

歯・口腔の健康づくりが、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっていることを示し、県内の現状や課題を明らかにした上で、本条例を制定する必要性を宣言・周知するために、特に前文を設けたものである。

### 【解 説】

1 歯・口腔は、食べることはもちろん、話す、表情を豊かにするなど様々な機能を担っており、私たちが人生を豊かに過ごす上で、歯・口腔の健康が果たす役割は大きなものがある。

歯・口腔の機能が低下すると、食べることができる食物の種類が制約され、栄養の偏りやエネルギー不足になりがちで、その結果、発育の不全、筋力や免疫力の低下が起り、運動機能が低下し活動も不活発になるとともに、感染症などのさまざまな病気にもかかりやすくなる。

特に近年、歯周病の予防が肥満の解消や糖尿病の改善に繋がることが明らかにされるなど、歯・口腔の健康と全身の健康との関係について、科学的知見が積み重ねられており、歯・口腔の健康を保持増進することの重要性はますます高まっている。

一方、歯・口腔の健康の面から県内の状況をみると、う蝕（以下「むし歯」という。）や歯周病等の歯・口腔の疾患の有病率は依然として高く、特に若い世代での疾患が増加している。

また、妊産婦や成人に対する歯科検診など、市町間で住民に対する歯科保健サービスの実施状況が異なるといった状況も生じている。

さらに、障害者や介護を要する者、地理的条件等により歯科保健サービスが受けられない方へのバリアフリーの機能を有する歯科医療施設の紹介、訪問歯科診療の実施など、特に配慮を要する方に対する歯科医療保健サービスの確保も重要な課題となっている。

本条例は、こうした実態を踏まえ、歯科疾患等の有無にかかわらず、県民一人一人が、歯・口腔の健康づくりの重要性を理解し、自ら責任を持って行動していただくとともに、県、市町、関係機関が連携して、全ての県民が適切な歯科保健医療サービスを受けられる環境を整備することで、県民がいつまでも元気で生き生きとした人生を過ごすことができる社会の実現を目指している。

- 2 なお、国においては、平成23年8月に歯科口腔保健法（平成23年法律第95号）が公布・施行されたところであるが、本県固有の課題等に対し、独自の取組を進めていくとの考えから、法の趣旨も踏まえた上で、本条例を制定するものである。
- 3 また、歯科保健医療分野において、「歯」は一般的に「口腔」に含まれるものとされているが、「口腔」のみの表記では県民にとって分かりにくいことから、本条例においては「歯・口腔」と規定することとしている。

#### （目的）

第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民、歯科医師等、教育保育関係者、保健医療福祉関係者、事業者及び保険者の責務又は役割を明らかにするとともに、歯・口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

#### 【趣 旨】

本条は、前文を踏まえて、本条例の目的を定めたものである。

前文が掲げる歯・口腔の健康づくりについて基本理念を定めるとともに、県、県民、歯科医師等、教育保育関係者、保健医療福祉関係者、事業者及び保険者の責務又は役割、歯・口腔の健康づくりに関する基本的事項を定めることにより、県民の健康の保持増進に寄与することを目指している。

#### （定義）

第2条 この条例において「歯・口腔の健康づくり」とは、歯、そしゃく えん歯周組織その他の口腔領域の健康を保持増進し、咀嚼、嚥下その他の歯・口腔が有する機能を維持向上することをいう。

- 2 この条例において「歯科医師等」とは、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- 3 この条例において「教育保育関係者」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校において、幼児、児童、生徒又は学生の歯・口腔の健康づくりに関する指導を行う者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所その他の保育を目的とする施設において、乳幼児の歯・口腔の健康づくりに関する指導を行う者をいう。
- 4 この条例において「保健医療福祉関係者」とは、保健、医療又は福祉に係るサービスを提供する業務に従事する者であって、歯・口腔の健康づくりに関する活動、指導、助言又は医療行為を行うもの（歯科医師等及び教育保育関係者を除く。）をいう。

## 【趣 旨】

本条は、本条例に必要な用語を定義したものである。

## 【解 説】

- 1 第1項の「歯・口腔の健康づくり」とは、歯・口腔を、むし歯、歯周炎、摂食機能障害等のない健康な状態に保ち、咀嚼、嚥下の他、味を感じることを、会話すること、表情を作ること等の歯・口腔が有する機能を維持向上することをいう。
- 2 第2項の「歯科医師等」には、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の他、看護師、言語聴覚士、学校歯科医等が含まれる。
- 3 第3項の教育保育関係者のうち、保育関係者は、一般的には福祉関係者として定義されるものであるが、歯・口腔の健康づくりを推進する上では、幼稚園、保育所の区分に関係なく、乳幼児期の指導等を統一的行う必要があることから、本条例では教育保育関係者として定義している。
  - ・「教育関係者」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は同法第124条に規定する専修学校の養護教諭、栄養教諭、栄養職員、学級担任、保健体育科教諭、家庭科教諭、保健主事など、歯・口腔の健康づくりに関する指導を行う者をいう。  
また、教職員を指揮、指導する立場にある校長等の管理職も含まれる。
  - ・「保育関係者」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所又は同法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とする認可外保育施設の園長、職員など、乳幼児の歯・口腔の健康づくりに関する指導を行う者をいう。
- 4 第4項の保健医療福祉関係者とは、以下の者をいう。
  - ・保健に係るサービスを提供する業務に従事する者  
医師、保健師（産業保健師を含む。）、栄養士、その他保健に関係する者
  - ・医療に係るサービスを提供する業務に従事する者  
医師、薬剤師、保健師、助産師、管理栄養士、訪問介護員、その他医療に関係する者
  - ・福祉に係るサービスを提供する業務に従事する者  
介護福祉士、理学療法士、作業療法士、民生委員・児童委員、その他福祉に関係する者

### （基本理念）

第3条 歯・口腔の健康づくりは、県民一人一人がその重要性を理解し、生涯を通じて自らこれに取り組むとともに、県、歯科医師等、教育保育関係者、保健医療福祉関係者、事業者及び保険者が、その責務又は役割を自覚し、県民が、その居住する地域にかかわらず適切な歯科保健医療サービスを受けられることができる環境を整備することを基本として推進されなければならない。

## 【趣 旨】

本条は、本条例の基本となる理念を定めたものである。

歯・口腔の健康づくりの主体が県民である旨を規定するとともに、その推進に当たっては、県、歯科医師等、教育保育関係者、保健医療福祉関係者、事業者及び保険者が、それぞれの責務又は役割を自覚し、全ての県民が適切な歯科医保健医療サービスを受けられることができる環境整備を推進していくことを基本理念として定めたものである。

( 県の責務 )

第4条 県は、前条に規定する歯・口腔の健康づくりに関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

【趣 旨】

本条は、歯・口腔の健康づくりを推進するに当たり、県が果たすべき責務について定めたものである。

【解 説】

「施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」とは、歯・口腔の健康づくりは、教育、保育、医療、保健、福祉など多方面に関係することから、県が、県民生活全般を網羅し、一定の目標を立てて着実に進めていくことをいう。

( 市町等との連携 )

第5条 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な歯科保健サービスを実施する市町との連携に努めるものとする。

2 県は、市町が自主的かつ主体的に歯・口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施することを促進するため、情報の提供及び専門的又は技術的な支援その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、歯・口腔の健康づくりによる県民の生涯を通じた健康の保持増進を図るため、民間企業と連携して、歯・口腔の健康づくりの効果的な普及啓発に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、県が歯・口腔の健康づくりを推進するに当たり、市町等との連携のあり方について定めたものである。

【解 説】

1 第1項及び第2項は、市町との連携について規定している。

県と市町は対等な関係にあることから、本条例では市町の責務や役割について規定していないが、県が施策を推進していく上では、市町の取組や市町との連携が不可欠であることから、本条で定めたものである。

2 なお、市町で実施されている歯科保健サービスの具体例としては、以下のものがあげられる。

( 1 ) 法令等に基づき全市町で実施されているもの

乳幼児歯科健康診査（1歳6カ月児及び3歳児歯科健康診査）

関係法令：母子保健法（昭和40年法律第141号）

就学時健康診断

関係法令：学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

児童生徒定期健康診断

関係法令：学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

( 2 ) 各市町で主体的に実施されているもの

妊産婦歯科健康診査

2歳児歯科健康診査

歯周疾患検診（成人期）

在宅寝たきり老人等訪問歯科診療

3 第3項は、県が歯・口腔の健康づくりを推進するに当たっての、民間企業との連携のあり方について規定している。

連携手法としては、歯・口腔の健康づくりに向けた取組に関し、民間企業と協定を締結する等により、効果的な普及啓発に努めることなどが考えられる。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関する理解を深めるとともに、日常生活において、自ら歯科疾患の予防に取り組み、定期的に歯科検診(健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する検診を含む。以下同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けること等により、歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 父母その他の保護者は、乳幼児期及び学齢期の歯・口腔の健やかな成長発育が生涯を通じた健康に大きな影響を及ぼすことに鑑み、子どものむし歯及び歯周病の予防及び早期の治療、適切な食習慣の定着その他の歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、県民に歯・口腔の健康づくりに関する重要性の理解と健康づくりへの自主的な取組を促すため、責務として定めたものである。

【解 説】

1 歯・口腔の健康づくりの主体は県民であり、本条例を推進するには、県民一人一人の理解と取組が不可欠であることから、責務として規定しているが、強制や規制を課すことを目的としているものではなく、県民の理解を深め、自主的な取組を促す趣旨である。

2 第1項は、県民が歯・口腔の健康づくりに関する理解を深め、日頃から歯や歯肉等の自己観察をすること、毎食後正しい方法で歯磨きをすること、定期的に歯科検診を受けること、検診結果等に応じて歯科保健指導を受けることなどを通じて、歯・口腔の健康づくりに自主的に取り組むよう努めることを規定している。

3 第2項は、歯・口腔の健康を生涯を通じて保持増進するためには、乳幼児期及び学齢期における取組がとりわけ重要であることから、家庭における取組を特に規定している。

父母その他の保護者に、子どものむし歯や歯周病の予防や早期治療に努めるとともに、健康な食習慣・食べ方を実践することや、正しい歯磨き習慣と歯や歯肉等の自己観察を定着させること、定期的に歯科検診を受診させることなどの自主的な取組や、そうした取組への協力を求めている。

また、保護者が日常生活の中で子どもの歯をケアすることを通じて、コミュニケーションを保つことができ、歯・口腔の健康づくりに留まらず、子どもの心身の健やかな成長発育に繋がるものと期待している。

4 「乳幼児期」とは、母子保健法(昭和40年法律第141号)で規定する、生まれてから小学校就学の始期に達するまでの期間をいう。

5 「学齢期」とは、学校教育法(昭和22年法律第23号)で規定する子どもの満6歳の誕生日以後における最初の学年の初め(最初の4月1日)から15歳に達した日以後の最初の3月31日までの9年間をいう。

6 「歯科検診」とは、歯科医師等が、問診と口腔内診査により、口腔内の状態(むし歯や歯周病の有無・衛生状態など)や口腔内における疾病及び異状の有無を検査することをいう。

7 「健康診査」、「健康診断」とは、疾病を早期に発見し、早期治療につなげること及び診査結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導を行うことにより、疾病の予防及び進行の抑制並びに生涯にわたる健康の保持増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するものをいう。

母子保健法（昭和40年法律第141号）等では「健康診査」、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等では「健康診断」と規定されており、法律によりその名称が異なるため併記している。

8 「歯科保健指導」とは、歯磨き指導（ブラッシング指導）、プラークコントロール（歯垢を減少させることをいう。）指導、食生活指導、生活習慣指導のことをいう。

（歯科医師等の責務）

第7条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するとともに、県及び市町が実施する歯・口腔の健康づくりに関する施策に協力するものとする。

#### 【趣 旨】

本条は、歯・口腔の健康づくりを推進するに当たり、医療行為を行う歯科医師等が果たすべき責務について定めたものである。

#### 【解 説】

歯科医師等は、県民の歯・口腔の健康を、医療・保健分野の最前線で支えるという極めて重要な役割を有していることから、責務として定めたものである。

本条では、歯科医師等に、県民が安心して受診できる良質かつ適正な歯科保健医療サービスを提供することや、県及び市町が実施する施策への協力を求めている。

なお、歯科医師等が行う「歯科保健医療サービス」とは、歯・口腔に関する下記の各サービスを合わせたものをいう。

- ・「歯科保健サービス」とは、歯・口腔の健康を保持増進するために行われる、歯科検診、健康教育、健康相談、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布及びフッ化物洗口等をいう。
- ・「歯科医療サービス」とは、歯・口腔の疾患に関する治療及びそれに付随して行われる検査、リハビリテーション等をいう。

（教育保育関係者及び保健医療福祉関係者の役割）

第8条 教育保育関係者及び保健医療福祉関係者は、それぞれの業務において、歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、他の関係者との連携に積極的な役割を果たすものとする。

#### 【趣 旨】

本条は、歯・口腔の健康づくりを推進するに当たり、教育保育関係者及び保健医療福祉関係者が果たすべき役割について定めたものである。

#### 【解 説】

1 「教育保育関係者及び保健医療福祉関係者」については、養護教諭や学級担任などによる口腔衛生指導、栄養教諭・学校栄養職員による食生活・健康指導や保育施設職員による歯磨き指導、看護師、訪問介護員による口腔ケアなど、歯・口腔の健康づくりの推進に当たって、重要な役割を果たすことが期待されていることから、それぞれの業務において歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、連携協力を努めるよう定めたものである。

- 2 「他の関係者との連携」とは、具体的には、学校での歯科検診の結果について、教育関係者が歯科医師等と情報を共有することにより、児童・生徒の生活指導と同時に歯磨き指導等を行うこと、健康福祉センター等の保健師、栄養士が歯科医師会等と連携して歯・口腔の健康づくりに関する啓発活動を実施することなどが考えられ、こうした関係者と連携、協力をするることにより、一層効果的に、歯・口腔の健康づくりが推進されることを期待している。

なお、「他の関係者」には、歯科医師会や歯科衛生士養成学校、市町保健センター、社会福祉協議会等、歯・口腔の健康づくりを行う機関・団体が含まれる。

(事業者及び保険者の役割)

第9条 事業者は、その事業所で雇用する従業員の歯科検診及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 保険者は、その被保険者の歯科検診及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすものとする。

【趣 旨】

本条は、歯・口腔の健康づくりを推進するに当たり、事業者及び保険者が果たすべき役割について定めたものである。

【解 説】

- 1 「事業者」及び「保険者」については、保健指導や健康診断の実施を通じて、その従業員あるいは被保険者の健康の保持増進に重要な役割を担っており、成人期における歯・口腔の健康づくりの推進に当たって重要な役割が期待される。

- 2 第1項では、「事業者」の役割を規定している。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により、事業者は、事業所で雇用（使用）する従業員（労働者）に対して医師による健康診断を行わなければならないとされているが、歯科検診等については、一部を除いて法律上その実施が義務付けられるまでには至っていない。

このため、本条例では、事業者が歯科検診、歯科保健指導の機会の確保等により、歯・口腔の健康づくりに積極的な役割を果たすことを定めたものである。

- 3 本条例で「事業者」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する事業を行う者であって、従業員（労働者）を雇用（使用）するものをいう。

- 4 第2項では、「保険者」の役割を規定している。

医療保険各法では、保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に定める特定健康診査等を行うものとされているほか、健康教育、健康相談、健康診査等、被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行う旨規定されており、その中には歯科検診等、歯・口腔の健康づくりの取組に係る事業も含まれていると解されるが、法律上、その実施が義務付けられるまでには至っていない。

このため、本条例では、被保険者及びその家族の健康の保持増進のため、保険者が歯科検診、歯科保健指導の機会の確保等により、歯・口腔の健康づくりに積極的な役割を果たすことを定めたものである。

- 5 本条例で「保険者」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合をいう。

( 基本的施策 )

第10条 県は、歯・口腔の健康づくりの推進に資するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 歯・口腔の健康づくりに関する情報を提供し、及び知識の普及啓発を図ること。
  - 二 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目指す運動をいう。）その他年齢に応じた歯・口腔の健康づくりを推進すること。
  - 三 定期的な歯科検診及び歯科保健指導の実施を支援すること。
  - 四 乳幼児期及び学齢期における歯・口腔の健やかな成長発育のための対策を支援すること。
  - 五 フッ化物応用等の歯科疾患の予防のための対策を支援すること。
  - 六 乳幼児等に対する歯科保健医療の確保を支援すること。
  - 七 成人期における歯周病の予防及び進行の抑制のための対策を支援すること。
  - 八 妊産婦、障害者、障害児、介護を要する者その他特に配慮を要する者に対する歯科保健医療サービスの確保を支援すること。
  - 九 中山間地域における歯科保健医療サービスの確保を支援すること。
  - 十 教育保育関係者及び保健医療福祉関係者の資質の向上を図ること。
- 2 県は、前項に規定する施策を効果的に実施するため、関係機関との連携に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、歯・口腔の健康づくりを推進するために、県が取り組むべき基本的な施策・措置を定めたものである。

- 一 歯・口腔の健康づくりに関する情報を提供し、及び知識の普及啓発を図ること。

【趣 旨】

県民の歯・口腔の健康づくりに対する意識を高めるため、歯科疾患が全身の健康に及ぼす影響や予防方法等、必要な情報を提供し、また、講演会の開催等を通じて知識の普及啓発を図ることについて定めたものである。

- 二 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目指す運動をいう。）その他年齢に応じた歯・口腔の健康づくりを推進すること。

【趣 旨】

80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマル・ニイマル）運動」をこれまで以上に推進し、県民の歯・口腔の健康づくりの機運醸成を図るよう定めたものである。

また、今後、他県の6424運動などのような、その他の年齢における運動の推進も期待するものである。

- 三 定期的な歯科検診及び歯科保健指導の実施を支援すること。

【趣 旨】

県は、歯科検診や歯科保健指導の実施主体である市町や関係機関と連携し、定期健康診断の項目に歯科検診を含める等、県民が定期的に検診等を受けることができる環境整備を支援することを定めたものである。

四 乳幼児期及び学齢期における歯・口腔の健やかな成長発育のための対策を支援すること。

【趣 旨】

乳幼児期は、歯の生え始める時期であり、歯・口腔の健康づくりにおいても大変重要な時期であること、学齢期は、乳歯から永久歯への交換期における健康な歯列・咬合の育成と口腔ケア習慣の定着が重要であることから、対策を支援することを定めたものである。

五 フッ化物応用等の歯科疾患の予防のための対策を支援すること。

【趣 旨】

市町が、小中学校や幼稚園、保育所等におけるフッ化物洗口等のフッ化物応用等により、歯科疾患の予防対策を行う場合、その実施に当たり必要な専門的支援を県が行うことを定めたものである。

なお、家庭におけるフッ化物配合歯磨剤を使用した予防対策については、第一号により県として普及啓発に努めるものとする。

【解 説】

「フッ化物応用等」

フッ化物には、歯質を強化し、むし歯の原因となる菌の活性を抑制することによりむし歯を予防する作用があり、歯科疾患の予防対策のためのフッ化物応用の具体的な方法としては、フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤の使用等が挙げられる。

フッ化物応用以外の方法としては、正しいブラッシング（歯磨き）の実施や食育による甘味食品の摂取制限の指導等がある。

六 乳幼児等に対する歯科保健医療の確保を支援すること。

【趣 旨】

本県では、県単独の医療費助成制度として、重度の障害者、ひとり親家庭及び乳幼児のいる家庭の経済的負担の緩和を図り、安心して医療を受けられるよう、市町と共同で医療費の自己負担分を軽減する措置を実施しており、この制度は歯科診療受診についても適用されるため、その確保を支援することを定めたものである。

七 成人期における歯周病の予防及び進行の抑制のための対策を支援すること。

【趣 旨】

成人期は仕事や家庭の忙しさに追われる時期であり、歯・口腔の異状を見落としがちになる。

この時期に歯を失う原因の多くは歯周病であり、歯を失うと食べられるものに制約が出てくるなど、全身の健康にも重大な影響を与えることになる。

このため、市町において、成人期の歯周病予防や、進行の抑制を目的とした歯周疾患検診、健康教育や健康相談が実施されており、県としてその活動を支援するよう定めたものである。

八 妊産婦、障害者、障害児、介護を要する者その他特に配慮を要する者に対する歯科保健医療サービスの確保を支援すること。

### 【趣 旨】

妊産婦はホルモンバランスの変動等によりむし歯や歯周病が起きやすいこと、障害者、障害児及び介護を要する者については、一般の歯科医院では受診が困難な事例があることなどから、県が歯科保健医療サービスの確保に関し、十分な配慮をするよう定めたものである。

「その他特に配慮を要する者」としては、災害発生時の被災者等が考えられる。

九 中山間地域における歯科保健医療サービスの確保を支援すること。

### 【趣 旨】

本県は、中山間地域が県土の7割を占めており、こうした地域では過疎化・高齢化が進行しており、公共交通等も不便で、歯科を受診するのが困難な状況となっていることから、県として中山間地域における歯科保健医療サービスを確保するための支援が必要であることを定めたものである。

### 【解 説】

「中山間地域」とは、山口県中山間地域振興条例により規定している以下の区域をいう。

離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域

山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域

半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める区域

十 教育保育関係者及び保健医療福祉関係者の資質の向上を図ること。

### 【趣 旨】

歯・口腔の健康づくりを推進していくためには、教育保育関係者及び保健医療福祉関係者の資質の向上が求められることから、県が行う研修会の実施等について定めたものである。

2 県は、前項に規定する施策を効果的に実施するため、関係機関との連携に努めるものとする。

### 【趣 旨】

歯・口腔の健康づくりを推進していくためには、関係機関との連携が不可欠であることから、県が関係機関と連携して施策を推進することを定めたものである。

( 推進計画 )

第11条 知事は、歯・口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯・口腔の健康づくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 歯・口腔の健康づくりに関する施策についての基本的な方針及び目標
- 二 前号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

【趣 旨】

本条は、歯・口腔の健康づくりを推進するための計画の策定に係る手続き等について定めたものである。

【解 説】

1 第1項は、歯科口腔保健法（平成23年法律第95号）において努力規定とされている計画策定を本県においては義務規定とし、推進計画の策定主体が知事であることを規定している。

2 第2項は、推進計画に掲げる事項として、歯・口腔の健康づくりに関する方針及び目標、その他必要な事項の2項目を規定している

3 第3項は、推進計画の策定に当たり、県民の意見を反映することができるような審議会の設置、関係団体からの意見聴取の実施、又は意見募集（パブリックコメント）の実施などの措置を講ずるよう規定している。

4 第4項は、推進計画の公表について規定している。公表の形式としては、ホームページへの掲載、印刷物の配布等の方法がある。

5 第5項は、推進計画（第2項各号に掲げる事項（軽微なものを除く。））の変更を行った場合も、第3項及び第4項の手続きを経ることを規定している。

( 状況調査等 )

第12条 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、おおむね5年ごとに、県民の歯科疾患の状況その他の歯・口腔の健康づくりに関する状況を調査及び分析し、その結果を公表するものとする。

2 県は、前項の規定による調査のほか、乳幼児期及び学齢期における歯科疾患に関する情報を定期的に収集するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、歯・口腔の健康づくりを推進するための施策を効果的に実施するため、県民の歯科疾患等の状況について必要な調査を行うことを定めたものである。

### 【解 説】

- 1 本状況調査は、今後の歯・口腔の健康づくりの推進に関する計画の立案・変更の際に資料として活用するものである。
- 2 第2項は、特に乳幼児期からの歯・口腔の健康づくりの効果的な推進を図るため、乳幼児期から学齢期の歯科疾患の状況について、定期的に調査を実施するよう努めることを規定している。

#### (歯・口腔の健康づくり推進週間)

第13条 歯・口腔の健康づくりに関する県民の理解を深めるとともに、歯科疾患を予防する意識を高めるため、歯・口腔の健康づくり推進週間(以下「推進週間」という。)を設ける。

- 2 推進週間は、毎年11月8日から同月14日までとする。
- 3 県は、推進週間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

### 【趣 旨】

関係機関及び県民が一体的に歯・口腔の健康づくりに取り組む期間を明文化することで、県民総参加への機運醸成を図ることを定めたものである。

### 【解 説】

#### 「歯・口腔の健康づくり推進週間」

歯・口腔の健康づくりに関する行事としては、現在、国において、「歯の衛生週間」(6月4日から同月10日)が設定され、様々な普及啓発の取組が行われているが、本条例の制定を契機に、新たに11月8日の「いい歯の日」から始まる一週間を本県独自の「歯・口腔の健康づくり推進週間」として設定し、その趣旨にふさわしい事業を実施することで、県民に対する知識の普及啓発を効果的に行い、歯・口腔の健康づくりを、より一層推進していく趣旨から定めたものである。

#### (財政上の措置)

第14条 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 【趣 旨】

本条は、歯・口腔の健康づくりに関する施策の推進に当たっては、財政上の裏付けが必要であり、県において必要な予算措置に努めるべき旨を定めたものである。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 【趣 旨】

本条は、この条例の施行日について定めたものである。